

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6939625号
(P6939625)

(45) 発行日 令和3年9月22日(2021.9.22)

(24) 登録日 令和3年9月6日(2021.9.6)

(51) Int.Cl.	F 1
HO 1 R 4/48	(2006.01)
HO 1 R 4/18	(2006.01)
HO 1 B 7/00	(2006.01)
	HO 1 R 4/48
	HO 1 R 4/18
	HO 1 B 7/00
	Z
	306

請求項の数 4 (全 14 頁)

(21) 出願番号 特願2018-25418 (P2018-25418)
 (22) 出願日 平成30年2月15日 (2018.2.15)
 (65) 公開番号 特開2019-145213 (P2019-145213A)
 (43) 公開日 令和1年8月29日 (2019.8.29)
 審査請求日 令和2年6月18日 (2020.6.18)

(73) 特許権者 395011665
 株式会社オートネットワーク技術研究所
 三重県四日市市西末広町 1 番 14 号
 (73) 特許権者 000183406
 住友電装株式会社
 三重県四日市市西末広町 1 番 14 号
 (73) 特許権者 000002130
 住友電気工業株式会社
 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号
 (74) 代理人 110001036
 特許業務法人暁合同特許事務所
 (72) 発明者 宮村 哲矢
 三重県四日市市西末広町 1 番 14 号 株式
 会社オートネットワーク技術研究所内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】端子、及び端子付き電線

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

電線の端末に接続される端子であって、
 基部を有し、前記基部から延出方向に沿って延出されると共に前記電線を挟持する挟持部を有する電線接続部と、
 前記延出方向に沿って前記電線接続部に対して移動可能なスライド部であって、前記挟持部と当接することにより前記挟持部を前記電線に向かって押圧する複数の押圧部を備えた前記スライド部と、を備え、
 前記複数の押圧部は前記挟持部に向かって突出して形成されていると共に、前記延出方向と交差する方向に間隔を空けて並んで形成されている、端子。

10

【請求項 2】

前記押圧部は前記延出方向に沿って延びて形成されている、請求項 1 に記載の端子。

【請求項 3】

請求項 1 または請求項 2 に記載の端子と、
 前記端子に接続された電線と、を備えた端子付き電線。

【請求項 4】

前記複数の押圧部のうち隣り合う押圧部の間に前記電線が配されている、請求項 3 に記載の端子付き電線。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

20

【0001】

本明細書に開示された技術は、端子、及び端子付き電線に関する。

【背景技術】**【0002】**

従来より、電線の端末から露出する芯線に接続される端子が知られている。この端子は、電線の端末から露出する芯線に外側から圧着する圧着部を備える。

【0003】

上記の端子を電線に圧着するには、例えば以下のようにする。まず、金属板材をプレス加工することにより所定の形状の端子を成形する。続いて、上下方向に相対移動可能な一对の金型のうち下側に位置する下型の載置部に、端子を載置する。続いて、電線の端末から露出された芯線を、端子の圧着部に重ねて載置する。その後、一对の金型の一方又は双方を互いに接近する方向に移動させ、上型の圧着部と、下型の載置部との間で圧着部を挟み付けることにより、圧着部を電線の芯線に圧着する。以上により、電線の端末に端子が接続される（特許文献1参照）。

【先行技術文献】**【特許文献】****【0004】**

【特許文献1】特開2005-50736号公報

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0005】**

しかしながら上記の技術によれば、電線の芯線に端子の圧着部を圧着するための金型が必要なので、設備投資が必要となり、製造コストが上昇するという問題がある。

【0006】

上記の問題を解決するために、電線を挟持する一对の挟持部を備えた端子が考えられる。この端子の一对の挟持部の間に芯線を配し、端子から電線が導出される方向から、一对の挟持部を芯線に向かって押圧する押圧部を有するスライド部材をスライドさせる。これにより、押圧部は一对の挟持部を芯線に向かって押圧し、一对の挟持部は芯線を挟持することにより、端子と電線との接続が期待された。

【0007】

しかしながら、端子の挟持部と芯線との間の接触抵抗を小さくするためには、かなりの押圧力が必要となる。このため、スライド部材の押圧部により、挟持部を芯線に向かって十分に大きな力で押圧する必要がある。この結果、スライド部材をスライドさせることが困難となり、端子と電線との接続作業の効率が低下することが懸念された。

【0008】

本明細書に開示された技術は上記のような事情に基づいて完成されたものであって、端子と電線との接続作業の効率を向上させることを目的とする。

【課題を解決するための手段】**【0009】**

本明細書に開示された技術は、電線の端末に接続される端子であって、基部を有し、前記基部から延出方向に沿って延出されると共に前記電線を挟持する挟持部を有する電線接続部と、前記延出方向に沿って前記電線接続部に対して移動可能なスライド部であって、前記挟持部と当接することにより前記挟持部を前記電線に向かって押圧する複数の押圧部を備えた前記スライド部と、を備え、前記複数の押圧部は前記挟持部に向かって突出して形成されていると共に、前記延出方向と交差する方向に間隔を空けて並んで形成されている。

【0010】

また、本明細書に開示された技術は、上記の端子と、前記端子に接続された電線と、を備えた端子付き電線である。

【0011】

10

20

30

40

50

上記の構成によれば、複数の押圧部の先端が、それぞれ、挟持部と接するようになっている。これにより、押圧部が挟持部と接触する部分が複数個所に分散するので、押圧部と、挟持部との接触面積を小さくすることができる。この結果、スライド部を延出方向に移動させやすくすることができるので、端子と電線との接続作業の効率を向上させることができる。

【0012】

本明細書に開示された技術の実施態様としては以下の態様が好ましい。

【0013】

前記押圧部は前記延出方向に沿って延びて形成されていることが好ましい。

【0014】

上記の構成によれば、複数の押圧部が延出方向に沿って離散的に形成されている場合に比べて、スライド部をスムーズに移動させることができ。これにより、端子と電線との接続作業の効率を一層向上させることができる。

10

【0015】

前記複数の押圧部のうち隣り合う押圧部の間に前記電線が配されていることが好ましい。

【0016】

上記の構成によれば、複数の押圧部に押圧された挟持部は、電線の外形状に沿って変形するので、挟持部の変形量を抑制することができる。この結果、挟持部を変形させるために必要な押圧力が減少するので、スライド部を延出方向に容易に移動させることができる。この結果、端子と電線との接続作業の効率を更に向上させることができる。

20

【発明の効果】

【0017】

本明細書に開示された技術によれば、端子と電線との接続作業の効率を向上させることができる。

【図面の簡単な説明】

【0018】

【図1】実施形態1に係る、電線と、雌端子とを示す分解斜視図

【図2】雌端子の、接続筒部、延設部、及び電線接続部を示す斜視図

30

【図3】雌端子の、接続筒部、延設部、及び電線接続部を示す側面図

【図4】雌端子の、接続筒部、延設部、及び電線接続部を示す背面図

【図5】雌端子の、接続筒部、延設部、及び電線接続部を示す断面図

【図6】電線接続部を示す一部拡大断面図

【図7】スライド部を示す斜視図

【図8】スライド部を示す背面図

【図9】スライド部が仮係止された状態を示す斜視図

【図10】スライド部が仮係止された状態を示す断面図

【図11】スライド部が仮係止された状態を示す背面図

【図12】スライド部が仮係止された状態で芯線が挿入された状態を示す断面図

【図13】端子付き電線を示す斜視図

40

【図14】端子付き電線を示す断面図

【図15】図14におけるXV-XV線断面図

【発明を実施するための形態】

【0019】

<実施形態1>

本明細書に開示された技術の実施形態1を、図1から図15を参照しつつ説明する。本実施形態に係る端子付き電線10は、電線11と、電線11に接続された雌端子12(端子の一例)と、を備える。以下の説明では、Z方向を上方とし、Y方向を前方とし、X方向を左方として説明する。また、複数の同一部材については、一部の部材にのみ符号を付し、他の部材については符号を省略する場合がある。

50

【0020】

・電線11

図1に示すように、電線11は、芯線13と、芯線13の外周を覆う絶縁性の合成樹脂からなる絶縁被覆35と、を備える。芯線13を構成する金属としては、銅、銅合金、アルミニウム、アルミニウム合金等、必要に応じて任意の金属から適宜に選択することができる。本実施形態に係る芯線13は銅、又は銅合金からなる。芯線13は、複数の金属素線を撚り合わせてなる撚り線でもよく、1つの棒状の金属材料からなる単芯線でもよい。本実施形態に係る芯線13は単芯線からなる。

【0021】

・雌端子12

10

図2～図3に示すように、雌端子12は、電線11の芯線13を挟持する第1挟持部14（挟持部の一例）及び第2挟持部15（挟持部の一例）を有する電線接続部19と、第1挟持部14及び第2挟持部15を芯線13に向かって押圧する第1押圧部16A, 16B（押圧部の一例）及び第2押圧部17A, 17B（押圧部の一例）を備えたスライド部18と、を備える。

【0022】

雌端子12は導電性の金属材料からなる。端子を構成する金属としては、銅、銅合金、アルミニウム、アルミニウム合金等、必要に応じて任意の金属から適宜に選択することができる。本実施形態に係る端子は銅、又は銅合金からなる。雌端子12は、切削加工、鋳造、プレス加工等、公知の手法により形成することができる。

20

【0023】

雌端子12は、図示しない雄端子が挿入される接続筒部20を有する。接続筒部20は前後方向に延びる角筒状をなしている。接続筒部20は前方及び後方に開口している。接続筒部20の内部には、雄端子と弾性的に接触する弹性接続片（図示せず）が配されている。この弹性接続片が雄端子に弾性的に接触することにより、雄端子と雌端子12とが電気的に接続されるようになっている。

【0024】

接続筒部20の後端部には、後方に延びる延設部21が連なっている。この延設部21の後端部には、電線接続部19が連なっている。電線接続部19は、基部22と、基部22の後端部から後方（延出方向の一例）に延出された第1挟持部14及び第2挟持部15と、を備える。

30

【0025】

延設部21は上方に開口して形成されている。これにより、延設部21の内部に配された芯線13を上方から視認可能になっている。

【0026】

基部22は、前後方向に延びる角筒状をなしている。基部22は前方及び後方に開口している。基部22の左側壁、及び右側壁には、それぞれ、左右方向に突出する係止突起23が設けられている（図4参照）。

【0027】

図5に示すように、基部22の上壁の後端部からは、第1挟持部14が後方（延出方向の一例）に延出されている。第1挟持部14は前後方向に細長く延びる板状をなしている。第1挟持部14は、板厚方向（上下方向）について撓み変形可能に形成されている。第1挟持部14の下面是、芯線13と接触する第1接触面24とされる。第1挟持部14の前端部寄りの位置には、第1接触面24から下方に突出する第1突起25が形成されている。第1挟持部14の第1接触面24のうち、第1突起25よりも後方の位置には、左右方向に延びると共に前後方向に間隔を空けて並ぶ複数の第1セレーション26が、V字溝状に形成されている（図6参照）。

40

【0028】

図5に示すように、基部22の下壁の後端部からは、第2挟持部15が後方（延出方向の一例）に延出されている。第2挟持部15は前後方向に細長く延びる板状をなしている

50

。第2挾持部15は、板厚方向(上下方向)について撓み変形可能に形成されている。第2挾持部15の上面は、芯線13と接触する第2接触面27とされる。第2挾持部15の第2接触面27には、第1挾持部14の第1突部の後端部よりも後方の位置に、第2接触面27から上方に突出する第2突起28が形成されている。第2突起28の上面には、左右方向に延びると共に前後方向に間隔を空けて並ぶ複数の第2セレーション29が、V字溝状に形成されている(図6参照)。

【0029】

・スライド部18

図7に示すように、スライド部18は前後方向に細長い角筒状をなしており、前後に開口している。スライド部18の前側の開口は、電線接続部19の外形状と同じか、やや大きく形成されており、電線接続部19が挿入可能になっている。スライド部18は、金属、合成樹脂、セラミック等、必要に応じて任意の材料により形成することができる。スライド部18を構成する金属としては、銅、銅合金、アルミニウム、アルミニウム合金、ステンレス鋼等、必要に応じて任意の金属を適宜に選択することができる。スライド部18を金属で形成する場合には、切削加工、鋳造、プレス加工等、必要に応じて任意の手法により形成することができる。

【0030】

スライド部18の上壁の前端部には、上方に突出する治具当接部30が設けられている。この治具当接部30が治具34により後方から押圧されることにより、スライド部18が前方にスライドするようになっている。

【0031】

スライド部18の左側壁、及び右側壁の前端部寄りの位置には、それぞれ、係止突起23と弾性的に係止して、スライド部18を電線接続部19に対して仮係止位置に保持する仮係止部31が設けられている。仮係止部31は、スライド部18の左側壁、及び右側壁を貫通する貫通孔として形成されている。仮係止部31の孔縁の大きさは、係止突起23と同じか、やや大きく形成されており、係止突起23が仮係止部31内に嵌入可能になっている。

【0032】

スライド部18の左側壁、及び右側壁には、仮係止部31よりも後方に、それぞれ、係止突起23と弾性的に係止して、スライド部18を電線接続部19に対して本係止位置に保持する本係止部32が設けられている。本係止部32は、スライド部18の左側壁、及び右側壁を貫通する貫通孔として形成されている。本係止部32の孔縁の大きさは、係止突起23と同じか、やや大きく形成されており、係止突起23が本係止部32内に嵌入可能になっている。

【0033】

図8に示すように、スライド部18の上壁の下面には、前後方向の中央位置よりも後方の位置に、下方に突出する複数(本実施形態では2個)の第1押圧部16A, 16Bが前後方向に延びて形成されている。第1押圧部16A, 16Bの後端部は、スライド部18材の後端部よりもやや前方の位置にまで延びている。2個の第1押圧部16A, 16Bは、左右方向に間隔を空けて並んでいる。2個の第1押圧部16A, 16Bの、スライド部18の上壁からの突出寸法は、同じに形成されている。

【0034】

スライド部18の下壁の上面には、前後方向の中央位置よりも後方の位置に、上方に突出する複数(本実施形態では2個)の第2押圧部17A, 17Bが前後方向に延びて形成されている。第2押圧部17A, 17Bの後端部は、スライド部18材の後端部よりもやや前方の位置にまで延びている。2個の第2押圧部17A, 17Bは、左右方向に間隔を空けて並んでいる。2個の第2押圧部17A, 17Bの、スライド部18の下壁からの突出寸法は、同じに形成されている。

【0035】

10

20

30

40

50

第1押圧部16A, 16Bの下端部は、後方から見て、稜部が丸められた四角形状をなしている。これにより、後方から見て、第1押圧部16A, 16Bの上端部における左右方向の幅寸法よりも、第1押圧部16A, 16Bの下端部における左右方向の幅寸法は小さくなっている。この結果、第1押圧部16A, 16Bと第1挟持部14との接触面積は、稜部が丸められていない場合に比べて小さくなっている。

【0036】

第2押圧部17A, 17Bの上端部は、後方から見て、稜部が丸められた四角形状をなしている。これにより、後方から見て、第2押圧部17A, 17Bの下端部における左右方向の幅寸法よりも、第2押圧部17A, 17Bの上端部における左右方向の幅寸法は小さくなっている。この結果、第2押圧部17A, 17Bと第2挟持部15との接触面積は、稜部が丸められていない場合に比べて小さくなっている。10

【0037】

- ・仮係止状態

図9～図11に、スライド部18が電線接続部19に仮係止された状態を示す。電線接続部19の係止突起23は、スライド部18の仮係止部31の内部に内嵌されている。スライド部18が電線接続部19に対して仮係止位置に保持された状態では、スライド部18の前半部分は、電線接続部19のうち前後方向について後端部から概ね三分の二の長さ寸法まで、外嵌されている。

【0038】

図10に示すように、仮係止状態においては、第1挟持部14の後端部は第1押圧部16A, 16Bの前端部よりも前方に位置している。第2挟持部15の後端部は第2押圧部17A, 17Bの前端部よりも前方に位置している。換言すると、仮係止状態においては、第1挟持部14と第1押圧部16A, 16Bは当接しておらず、第2挟持部15と第2押圧部17A, 17Bも当接していない。20

【0039】

図11に示すように、スライド部18の後側の開口からは、第1挟持部14と、第2挟持部15が露出している。第1挟持部14と第2挟持部15との間の空間内に、芯線13が挿入されるようになっている。

【0040】

- ・本係止状態

図13～図15に、スライド部18が電線接続部19に本係止された状態を示す。電線接続部19の係止突起23は、スライド部18の本係止部32の内部に内嵌されている。スライド部18が電線接続部19に対して本係止位置に保持された状態では、スライド部18は、電線接続部19を前後方向について完全に覆っている。スライド部18の前端部は電線接続部19の前端部よりも前方に位置しており、スライド部18の後端部は電線接続部19の後端部よりも後方に位置している。30

【0041】

図14に示すように、第1押圧部16A, 16Bは、第1挟持部14の上面（第1接触面24と反対側の面）に、上方から当接している。これにより、第1挟持部14は下方に屈曲し、芯線13に対して上方から当接している。40

【0042】

第2押圧部17A, 17Bは、第2挟持部15の下面（第2接触面27と反対側の面）に、下方から当接している。これにより、第2挟持部15は上方に屈曲し、芯線13に対して下方から当接している。

【0043】

第1挟持部14が上方から第1押圧部16A, 16Bに押圧されると共に、第2挟持部15が下方から第2押圧部17A, 17Bに押圧されることにより、第1挟持部14と第2挟持部15との間に配された芯線13は、第1挟持部14と第2挟持部15によって挟持されている。これにより、電線11と雌端子12とが電気的に接続される。芯線13は、上下方向から挟圧されることにより、後方から見て、上下方向に扁平な長円形状に変形50

している(図15参照)。

【0044】

図14に示すように、芯線13は、前後方向にずれて設けられた第1挟持部14の第1突起25と、第2挟持部15の第2突起28との間に挟まれることにより、クランク状に屈曲されている。これにより、芯線13は、第1挟持部14と第2挟持部15との間に強固に保持されるようになっている。

【0045】

第1挟持部14の第1接触面24が芯線13に押圧されることにより、第1接触面24に形成された第1セレーション26の内部に芯線13が嵌入する。これにより、芯線13の表面に形成された酸化被膜が剥がされて金属表面が露出する。露出した金属表面と第1接触面24とが接触することにより、第1挟持部14と芯線13との電気抵抗を小さくすることができるようになっている。

【0046】

同様に、第2挟持部15の第2接触面27が芯線13に押圧されることにより、第2接触面27に形成された第2セレーション29の内部に芯線13が嵌入する。これにより、芯線13の表面に形成された酸化被膜が剥がされて金属表面が露出する。露出した金属表面と第2接触面27とが接触することにより、第2挟持部15と芯線13との電気抵抗を小さくすることができるようになっている。

【0047】

図15に示すように、後方から見て、芯線13の軸心33は、左右方向に並んだ2つの第1押圧部16A, 16Bの間に位置すると共に、左右方向に並んだ2つの第2押圧部17A, 17Bの間に位置するようになっている。

【0048】

・雌端子12と電線11の一例

続いて、本実施形態に係る雌端子12と電線11との接続工程の一例について説明する。なお、雌端子12と電線11との接続工程については、以下の記載に限定されない。

【0049】

まず、スライド部18を、雌端子12の電線接続部19に対して、後方から外嵌する。スライド部18の前側の開口内に雌端子12の電線接続部19の後端部を挿入し、スライド部18を前方に移動させる。電線接続部19の係止突起23がスライド部18の前側の開口縁に前方から当接すると、電線接続部19の左右両側壁が左右方向について内方に弾性変形する。更にスライド部18を前方に移動させると、仮係止部31内に係止突起23が嵌入し、電線接続部19の左右両側壁が復帰変形する。これにより、係止突起23が仮係止部31の孔縁部に対して前方又は後方から当接することにより、スライド部18が電線接続部19に対して仮係止位置に保持される(図9～図11参照)。

【0050】

次に、電線11の端末において絶縁被覆35を皮剥ぎして芯線13を露出させる。露出した芯線13を、スライド部18の後側の開口から挿入する。更に芯線13を前方に挿入し、芯線13の前端部が延設部21の内部に位置するようにする。上方から延設部21を視認することにより、芯線13の前端部が延設部21の内部に位置することを確認することができる(図12参照)。

【0051】

図12に示すように、治具34を、治具当接部30に後方から当接させて、後方から押圧することにより、スライド部18を前方に移動させる。すると、電線接続部19の係止突起23にスライド部18の左右両側壁が乗り上げる。これにより、電線接続部19の左右両側壁が左右方向の内方に弾性変形する。更にスライド部18を前方に移動させると、第1押圧部16A, 16Bが第1挟持部14の上面に上方から当接すると共に、第2押圧部17A, 17Bが第2挟持部15の下面に下方から当接する。

【0052】

更にスライド部18を前方に移動させることにより、第1押圧部16A, 16Bが第1

10

20

30

40

50

挟持部14を上方から下方へと押圧し、第2押圧部17A, 17Bが第2挟持部15を下方から上方へと押圧する。これにより、第1挟持部14が下方へ変形すると共に第2挟持部15が上方へ変形することによって、芯線13が第1挟持部14と第2挟持部15とによって挟持される。

【0053】

更にスライド部18を前方に移動させると、本係止部32内に係止突起23が嵌入し、電線接続部19の左右両側壁が復帰変形する。これにより、係止突起23が本係止部32の孔縁部に対して前方又は後方から当接することにより、スライド部18が電線接続部19に対して本係止位置に保持される(図14～図15参照)。これにより、雌端子12と電線11との接続作業が完了し、端子付き電線10が完成する。

10

【0054】

・本実施形態の作用効果

続いて、本実施形態の作用効果について説明する。本実施形態係る雌端子12は、電線11の端末に接続される雌端子12であって、基部22を有し、基部22から延出方向に沿って延出されると共に電線11を挟持する第1挟持部14及び第2挟持部15を有する電線接続部19と、延出方向に沿って移動可能であって、第1挟持部14及び第2挟持部15と当接することにより第1押圧部16A, 16B及び第2押圧部17A, 17Bを備えたスライド部18と、を備え、第1押圧部16A, 16B及び第2押圧部17A, 17Bは第1挟持部14及び第2挟持部15に向かって突出して形成されていると共に、延出方向と交差する方向に間隔を空けて並んで形成されている。

20

【0055】

また、本実施形態に係る端子付き電線10は、電線11の端部に雌端子12が接続されている。

【0056】

上記の構成によれば、第1押圧部16A, 16B及び第2押圧部17A, 17Bの先端が、それぞれ、第1挟持部14及び第2挟持部15と接するようになっている。これにより、第1押圧部16A, 16B及び第2押圧部17A, 17Bが第1挟持部14及び第2挟持部15と接触する部分が複数個所に分散するので、第1押圧部16A, 16B及び第2押圧部17A, 17Bと、第1挟持部14及び第2挟持部15との接触面積を小さくすることができる。この結果、スライド部18を前方に移動させやすくすることができるので、雌端子12と電線11との接続作業の効率を向上させることができる。

30

【0057】

また、本実施形態によれば、第1押圧部16A, 16B及び第2押圧部17A, 17Bは前後方向に沿って延びて形成されている。これにより、第1押圧部16A, 16B及び第2押圧部17A, 17Bが前後方向に沿って離散的に形成されている場合に比べて、スライド部18をスムーズに移動させることができる。これにより、雌端子12と電線11との接続作業の効率を一層向上させることができる。

【0058】

また、本実施形態によれば、隣り合う2個の第1押圧部16A, 16Bの間に電線11の軸心33が位置している。また、隣り合う2個の第2押圧部17A, 17Bの間に電線11の軸心33が位置している。これにより、2個の第1押圧部16A, 16Bに押圧された第1挟持部14と、2個の第2押圧部17A, 17Bに押圧された第2挟持部15とは、電線11の外形状に沿って変形するので、第1挟持部14及び第2挟持部15の変形量を抑制することができる。この結果、第1挟持部14及び第2挟持部15を変形させるために必要な押圧力が減少するので、スライド部18を簡単に移動させることができる。この結果、雌端子12と電線11との接続作業の効率を更に向上させることができる。

40

【0059】

<他の実施形態>

50

本明細書に開示された技術は上記記述及び図面によって説明した実施形態に限定されるものではなく、例えば次のような実施形態も本明細書に開示された技術の技術的範囲に含まれる。

【0060】

(1) 上記実施形態では、雌端子12は第1挟持部14と第2挟持部15とを有する構成としたが、これに限られず、挟持部は1つでもよいし、また、3つ以上でもよい。

【0061】

(2) 上記実施形態では、第1押圧部16A, 16B及び第2押圧部17A, 17Bは、それぞれ、左右方向に間隔を空けて2つ並んで形成されていたが、これに限られず、3つ以上の押圧部が左右方向に間隔を空けて並んで形成されていてもよい。 10

【0062】

(3) 上記実施形態に係る端子は雌端子12であったが、これに限られず、端子は雄端子でもよく、また、スプライス端子でもよい。

【0063】

(4) 上記実施形態に係る電線11は芯線13の外周が絶縁被覆35で覆われていたが、これに限られず、電線11は裸電線でもよい。また、芯線13は撚り線でもよい。

【0064】

(5) 押圧部は、延出方向に沿って離散的に並んで形成されていてもよい。

【0065】

(6) 上記実施形態では、基部22は角筒状をなしていたが、これに限られず、基部22は円筒形でもよく、また、三角筒状等の多角筒状でもよい。また、スライド部18材も円筒形でもよく、また、三角筒状等の多角筒状でもよい。 20

【0066】

(7) 第1押圧部16A, 16B、及び第2押圧部17A, 17Bは、後方から見て、三角形状、半円形状、長円形状等、必要に応じて任意の形状を適宜に選択することができる。

【符号の説明】

【0067】

10 : 端子付き電線

11 : 電線

12 : 雌端子

14 : 第1挟持部

15 : 第2挟持部

16A, 16B : 第1押圧部

17A, 17B : 第2押圧部

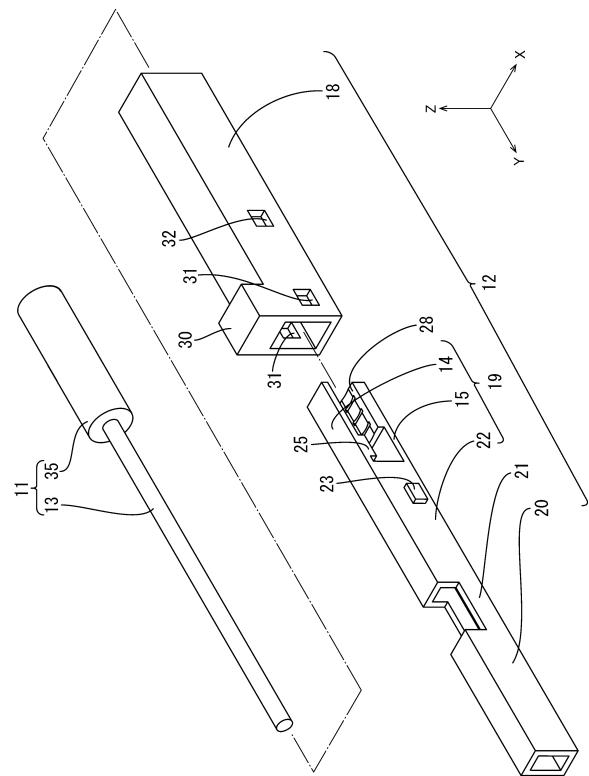
18 : スライド部

19 : 電線接続部

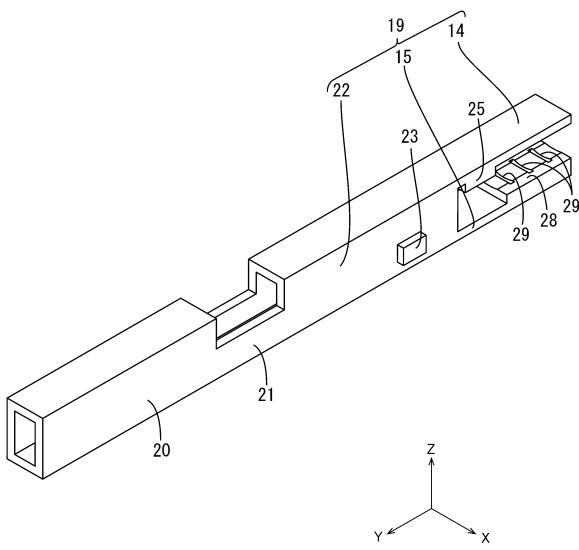
22 : 基部

30

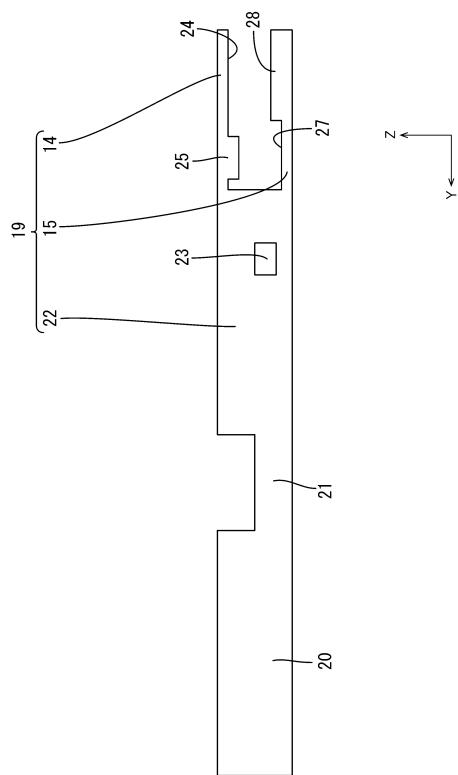
【図1】



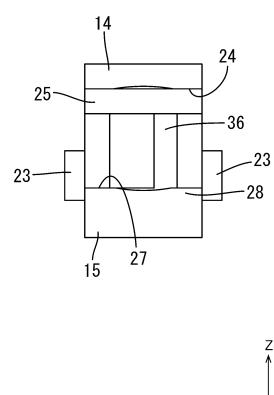
【図2】



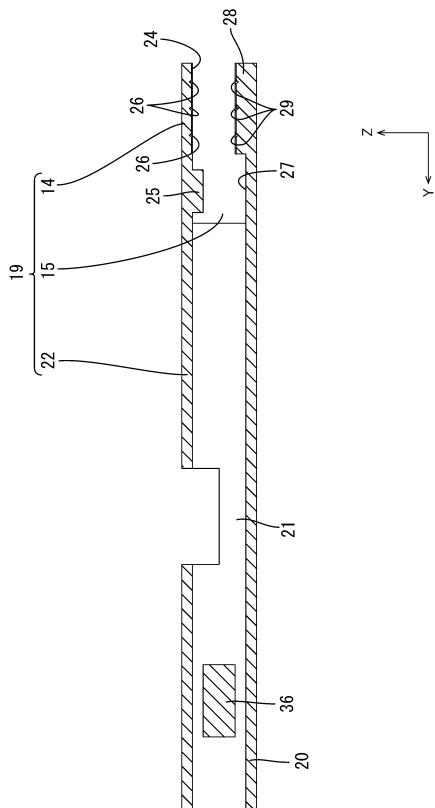
【図3】



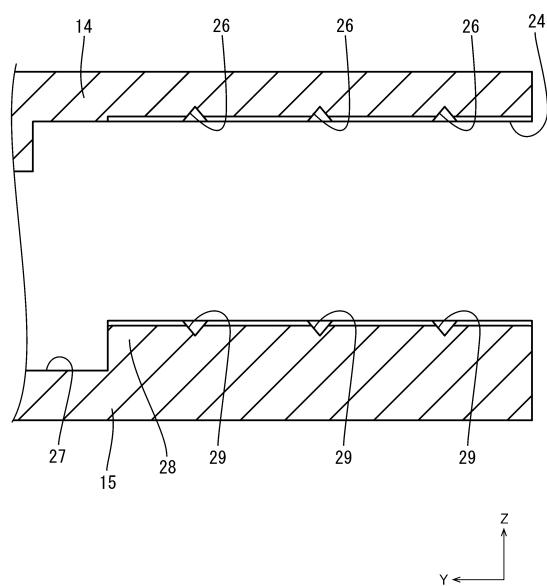
【図4】



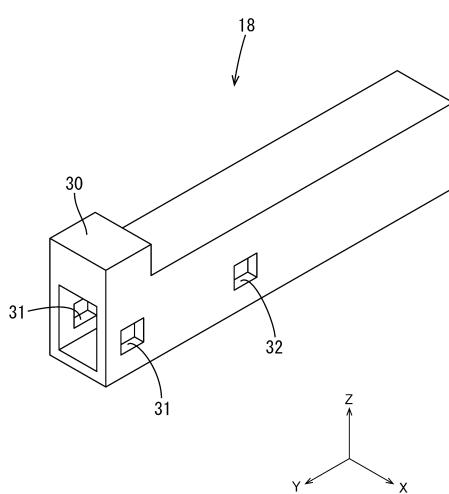
【図5】



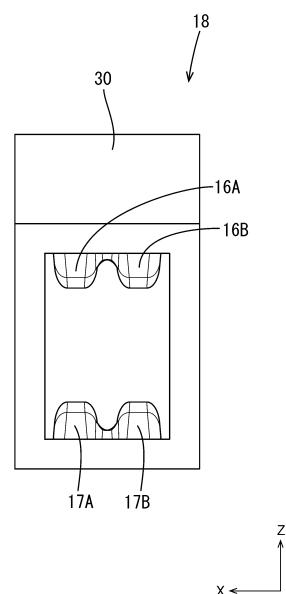
【図6】



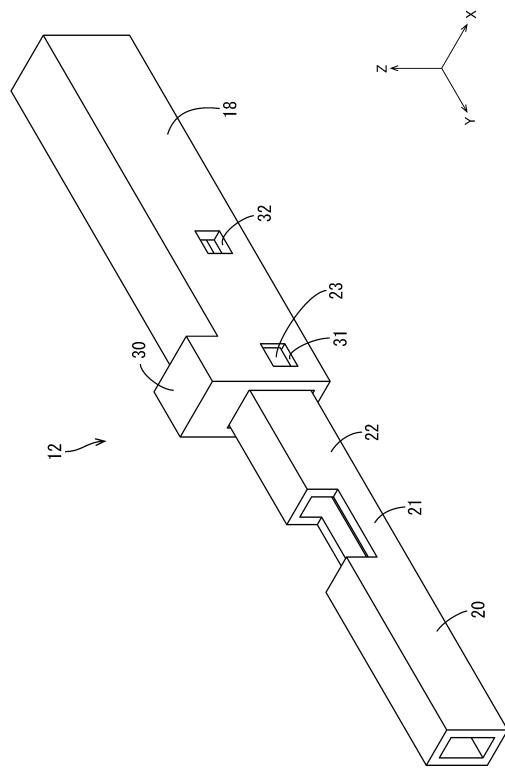
【図7】



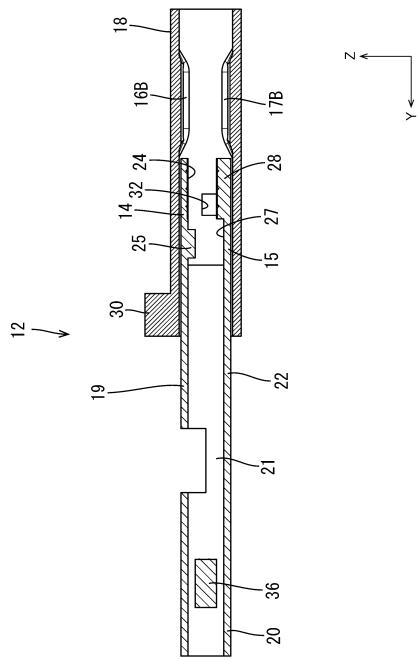
【図8】



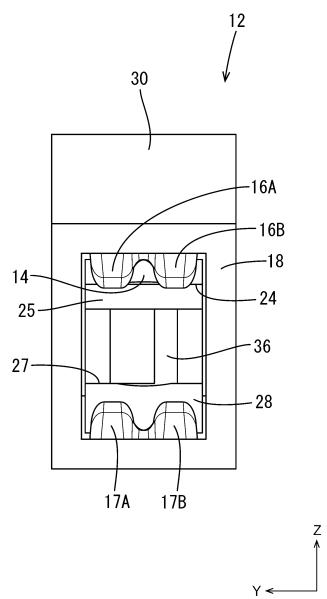
【図9】



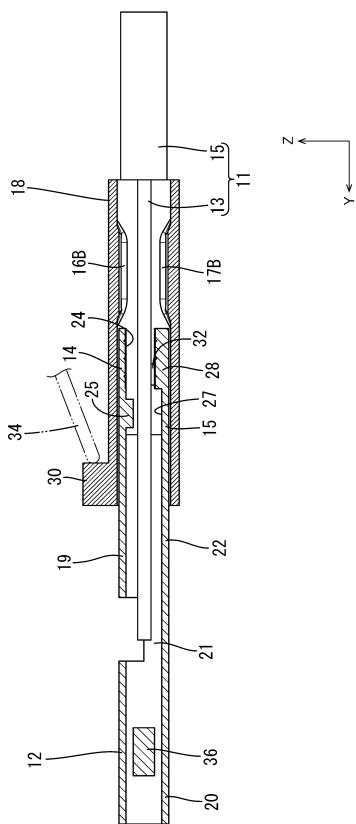
【図10】



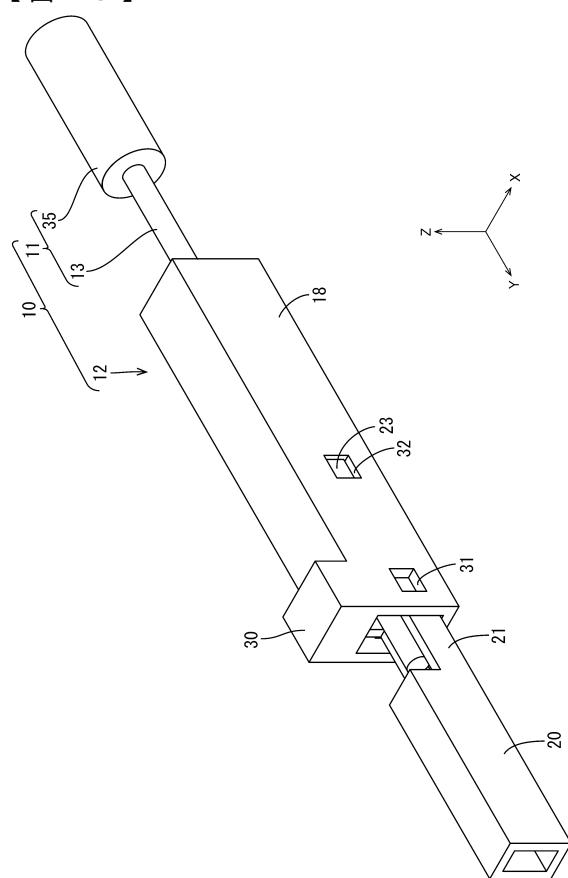
【図11】



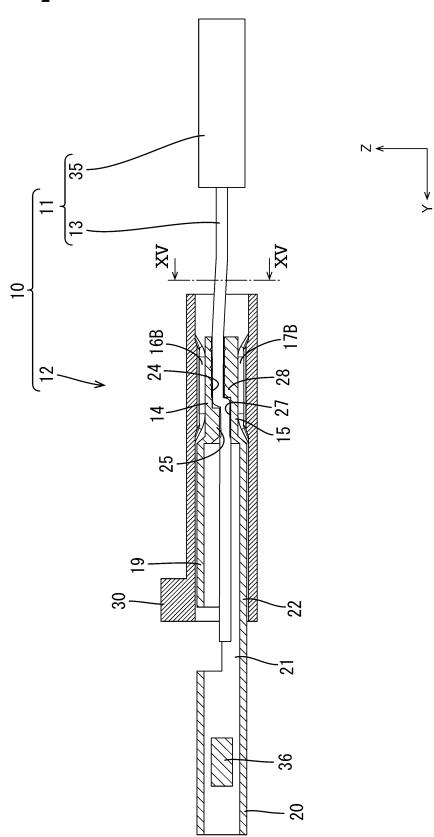
【図12】



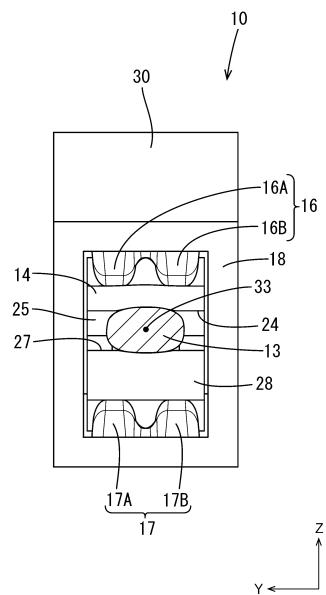
【図13】



【図14】



【図15】



フロントページの続き

(72)発明者 川瀬 治

三重県四日市市西末広町1番14号 株式会社オートネットワーク技術研究所内

(72)発明者 田端 正明

三重県四日市市西末広町1番14号 株式会社オートネットワーク技術研究所内

(72)発明者 大森 康雄

三重県四日市市西末広町1番14号 株式会社オートネットワーク技術研究所内

(72)発明者 原 照雄

三重県四日市市西末広町1番14号 株式会社オートネットワーク技術研究所内

(72)発明者 竹内 竣哉

三重県四日市市西末広町1番14号 株式会社オートネットワーク技術研究所内

(72)発明者 松井 元

三重県四日市市西末広町1番14号 株式会社オートネットワーク技術研究所内

審査官 山下 寿信

(56)参考文献 実公昭15-000085(JP, Y1)

米国特許出願公開第2002/0119710(US, A1)

国際公開第2013/137415(WO, A1)

特開2014-002994(JP, A)

特開2015-156285(JP, A)

特開2016-225248(JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

H01R 4/48

H01R 4/18

H01B 7/00